

平成31年度みやぎ県民大学「学校等開放講座」運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、みやぎ県民大学「学校等開放講座」(以下「講座」という。)の円滑な実施を目的として、みやぎ県民大学「学校等開放講座」実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、講座の内容、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2 要綱第2第1項に規定する実施機関は、別表のとおりとする。

(講座の内容)

第3 この事業における講座の内容は、次のとおりとする。ただし、(1)及び(2)におけるイ、ロ及びハに掲げる事項にあつては、宮城県教育庁教育次長(以下「教育次長」という。)が認めたときはこの限りでない。

(1) 高等学校等開放講座・社会教育施設等開放講座

- イ 対象 宮城県民
- ロ 開講期間 平成31年5月1日から平成32年3月6日まで
- ハ 受講者数 1講座 30人程度
- ニ 講座の形態 1回の時間単位を2時間程度、総回数を4回程度、総時間数を8時間程度とする。
- ホ 講師 原則として、実施機関の職員とするが、講座の目的を達するために必要な場合は、外部講師も可とする。
- ヘ 学習内容 地域の実状等を考慮し、実施機関の特性を活かした、一般教養又は専門的な知識、技術等について、体系的及び継続的に編成する。
- ト 学習方法 講義に偏ることなく、討議、実験、実習、見学等、各講座に適した手法を取り入れるとともに、視聴覚教材の活用についても配慮する。

(2) 大学開放講座

- イ 対象 宮城県民
- ロ 開講期間 平成31年5月1日から平成32年3月6日まで
- ハ 受講者数 1講座 50人程度
- ニ 講座の形態 1回の時間単位を2時間程度、総回数を4回程度、総時間数を8時間程度とする。
- ホ 講師 原則として、実施機関の職員とするが、講座の目的を達するために必要な場合は、外部講師も可とする。
- ヘ 学習内容 各大学の特性を活かし、専門的な知識、技術等について、体系的かつ継続的に編成する。
- ト 学習方法 講義に偏ることなく、討議、実験、実習、見学等、各講座に適した手法を取り入れるとともに、視聴覚教材の活用についても配慮する。

(関係機関等との連携)

第4 各実施機関は、講座の開講及び運営に当たっては、関係機関、団体等との連携を密にし、その協力を得て実施するものとする。

(経費)

第5 当該事業の支出対象経費は、原則として次のとおりとする。

- (1) 報償費(外部講師等謝金)
- (2) 旅費(外部講師等旅費。ただし、受講者分を除く。)
- (3) 需用費(消耗品費、印刷製本費等)
- (4) 食糧費(外部講師等食事代等)
- (5) 役務費(通信運搬費、保険料、雑役務費)
- (6) 使用料及び賃借料(機材借上げ料等)

2 前項の場合において、実施機関が県の機関である場合、報償費は、県教育委員会の定める基準表の額を超えない範囲で、依頼する講師から事前に了承を得た上で単価を設定するものとする。

旅費は、県教育委員会の定める規則を基に算出するものとする。

(関係書類の提出)

第6 要綱第5に規定する書類及び提出期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画書(様式1)及び予算書(様式2, ただし私立高校, 大学開放講座にあつては収支予算書(様式3)) 教育次長が別に定める日
- (2) 実施報告等 事業終了後1か月以内
 - イ 実施報告書(様式4)
 - ロ 決算書(様式5, ただし私立高校, 大学開放講座にあつては収支決算書(様式6))
 - ハ 受講者名簿(様式7-1, 7-2)
 - ニ 受講者の構成・アンケート集計表(様式8)
 - ホ アンケートの自由記述
 - ヘ 参考となる資料(写真, 開催要綱, テキスト等)

(その他)

第7 実施機関は、受講申込者に対して、受講の可否等の連絡を、講座開講日前日までに必ず行うこととする。